

政治倫理委員会

日 時	令和 8年 7月 9日（木）	9時27分 開会 9時53分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 第 3 会議室	
出席議員	（委員長）13番 松下定弘 （副委員長）10番 名波和昌	
	15番 谷口恵世	14番 濱崎一輝
	11番 加藤 彰	8番 石山和生
欠席議員		
法第105条出席		
傍聴	12番 木村正利 8番 絹村智昭 7番 鈴木長馬 5番 出縄耀戸 4番 畑 政之 3番 荻田信行 1番 中山尚大	
事務局	局長 榛葉清澄 次長 萩原美保 総括主幹 原口 亨	
説明員及び その他議員	なし	

署名 政治倫理委員長

開会の宣告

○政治倫理委員長（松下定弘君）

それでは、定刻より少し早いですけど、皆さんおそろいですので、ただいまから第2回牧之原市政治倫理委員会を始めたいと思います。よろしくお願いします。

なお、傍聴者の皆さんにお願いいたします。傍聴に当たりましては、入り口にあります傍聴人の遵守事項を守っていただくようお願いいたします。

2 協議事項（1）経緯の説明

○政治倫理委員長（松下定弘君）

それでは協議事項としまして、早速ですが、2の協議事項に入りたいと思います。

まず、（1）の経緯の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（榛葉清澄君）

それでは、経緯の説明をさせていただきます。資料は、資料番号1番の、牧之原市政治倫理委員会についてという資料をご覧ください。

この1の経緯になります。まず、6月24日ですが、当該議員のSNSにて、議員全員協議会で説明を受けました相良中学校の詐欺事件に対する内容を投稿されております。

その次の日なのですが、その投稿について当局から議会事務局に対しまして、投稿されたSNSに一部誤解を招く内容があるということを指摘されております。この内容なのですが、もう一つの資料、資料2のほうをご覧くださいと思います。

既に投稿の内容は修正されておりますが、修正される前の内容としまして、下線を引いております「保険適用が可能か弁護士を交えて協議中です」というところの文章について、これだけだと、市と弁護士が保険適用が可能かを協議しているというような誤解を招くかもしれない文章になっているといったところで、当日の全協では、教育文化部のほうでも、実際には弁護士と協議をしているというのは保険会社であるといった説明をされておりますので、その部分について、右の下線にありますとおり「保険会社でも「前例がない初の事案」とのことで、保険会社側が顧問弁護士と相談しながら社内で慎重に適用可否を検討しており」といった内容に修正をされております。

この関係で、篠崎議員も教育文化部のほうには謝罪をされております。

それで、戻っていただいて、次の6月26日ですが、この件についてご本人に確認して、記事の内容について誤解を招くおそれがあったということについては、ご本人からもお認めになられているということです。

それでも、今回については当局からの指摘もあったといったところで、7月6日に、牧之原市議会議員の政治倫理規程第4条第2項の規定によりまして、議長が開催の必要があると認め、牧之原市政治倫理委員会の開催を請求されたといった内容になっております。

説明は以上です。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

説明は終わりました。事務局より今回の件につきまして説明が終わりましたが、何か確認したいことなどありましたら、お願いします。

副委員長。

○（名波和昌君）

先般の状況を今ご説明いただきましたけど、全協のときに議長から、3月にも同様なことがあったというような説明があったんですが、その点について事務局は何か把握されていることってありますか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

事務局長。

○事務局長（榛葉清澄君）

年明けの第1回の定例会の関係かなと思うんですけども、今回の学校の関係の計画では、榛原地区が39学級、相良地区が30学級という予定だったものが、文科省の適正配置等に関する手引によると、30学級以上は過大規模ということで注意が促されていますと、そういった内容のフェイスブックですかね。そういった内容で出されていたものに対して、教育委員会のほうから、榛原地区の学校では、今回設計に当たり36学級という学級数に変わりましたと。その括弧であるんですが、ここを直されたんじゃないかなと思うんですけども、過大規模校は小学校だけという規模の話で過大ではありませんと、職員の方からご指摘をいただいて訂正させていただきましたという文言がこのフェイスブックに入っているんですけども、このときの修正前の投稿がないものですから、はっきりは言えない部分はありますが、この括弧書きの部分、職員の方からご指摘をいただき訂正させていただきますといったところで、一度当局というんですか、教育委員会から指摘を受けているという案件があります。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ないようですので、では経緯の説明につきましては以上とさせていただきます。

2 協議事項 （2） 委員会協議事項の有無の確認について

○政治倫理委員長（松下定弘君）

次に、（2）委員会協議事項の有無の確認についてということで、今回の案件を委員会で審査するか否かの協議に入りたいと思います。根拠としましては、牧之原市議会議員政治倫理規程の第6条に、委員会の所掌事項として、「開催請求の適否又は第2条に規程する政治倫理基準若しくは第3条に規定する遵守事項に反する行為の存否を審査すること」と規定されております。

第2条に規定する政治倫理基準につきまして、今回の案件に該当する事項としましては、第5号の「発言又はSNS等情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと」とされております。

今回の案件は、先ほどの経緯の説明から、議員の発信されたＳＮＳの内容について、市民からの問合せにより、当局が確認したところ、誤解を招く記載があるということで、議会に連絡が入ったものであります。

委員の皆様から、今回の案件につきまして、委員会において審査が必要かどうか、ご意見を伺いたいと思いますので、各委員の皆様方は、ご意見をお願いしたいと思います。

石山委員。

○（石山和生君）

すみませんちょっと確認なんですけど、倫理委員会が立ち上がったけど審査をしないという可能性もあるということですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ここの中で決めるものですから、そこで、いや別にいいんじゃないとなれば、終わります。

ただ、先ほどから議長のほうから、倫理委員会を立ち上げた経緯というのを、今事務局から説明を受けた、それを聞いた内容で、公正に考えた判断をしていただきたいなと思っています。

最終的には決を採りますので。

○（石山和生君）

この段階で意見を言ったほうがいい。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

決というか、あれですけどね。

○（石山和生君）

意見というか、これは、例えば第２条第何項に即していると思いますなのか、即してないと思いますというのを、ここで話すんですか、この段階。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ここで判断します。

加藤委員。

○（加藤 彰君）

ちょっと私の理解ですけど、まず第６条の（１）、１号ですね。については、第２条に規定する政治倫理基準もしくは第３条に規定する遵守事項に反する行為あったか、なかったかを審査するということですね。あったか、なかった。

その、あったじゃないかというのが、これまでの経緯だと、第２条の（５）に「発言又はＳＮＳ等情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと」に該当するんじゃないかということが、そこまでは議長のほうが言っているわけですね。

現実には間違いがあったということは、あったんじゃないですか。というか、そのことがあったか、なかったかということだけをここでは聞いているんじゃないんですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ですから、ここの委員会では、それを確認したいということですね。

○（加藤 彰君）

なので、あったか、なかったかということです、あったというふうになっているんじゃないんですか。という、そこをどう捉えるかということを確認するということだよね。じゃないですかということ。自分の見方ですよ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

この第2条（5）に当たるか当たらないかという話をするんだったら、今ここということですね。分かりました。

すみません、これは私の第2条第5号に当たるか、当たらないかに関してなんですけれども、僕個人的には、誤りはあったが、この倫理基準に違反しているかという点においては、正直微妙なところがあると個人的には思っています。まず、誤りがあったのは事実だと思います。その後、修正の依頼があって、修正をし、謝罪をしているという。これが修正もしない、謝罪もしない、これは倫理に完全に違反していると思いますが、そこに関しては、これは個人的な意見ですよ。個人的な意見としては、誤りがあったのは事実だし、その強弱のところで全然謝りもしない、修正もしないんだったら、この基準に当てはまると思う。そもそも広いので、この第2条の5号が。広いので思いますけど。と個人的には思っています。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

今の発言の中に、一つ誤ったところがあります。というのは、当該議員が訂正をしましたよね、SNSで。それはこちらからの要望で変えたわけではありません。本人の意思の中で変えてしまいました。こちらの要請に従って動いているわけではないと。勝手に直してしまって、その後、議長に対しては、すみませんでした、もう直しましたのでというような内容を聞いております。

石山委員。

○（石山和生君）

これも僕の価値基準かもしれないんですが、むしろ早めに直したほうが、誤解を招いていたんだとすると、むしろ早く直したほうが誠実な対応なのかなと、個人的には思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員の言われていることは十分、分かります。ただ、先ほど言われた、こちらの要望によって変えたという内容は違うよということです。

○（石山和生君）

分かりました。すみません。

こちらの要望というよりは、当局に言われて変えたという認識で合っているんですか。そこが違うということですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

事務局から、その内容って、今説明できますか。

加藤委員。

○（加藤 彰君）

まず、今の石山委員が言っているのは、そのとおりだと思います。というか、別にそこはどうということではなくて、そこを、今のこの中で話すことではなくて、そのことが、そ

れをまさに審査しなくてはいけない。なので、だけれども、大ざっぱに書いてある、公人としての自覚が何とかって、分からないじゃないですかね。分からないけれども、間違いがあったということが、事実ということは本人も認められているということ、そこまであって、その後の対応どうこう云々というのは、次の、それは第6条の(2)に「この訓令に係る重要事項の審査をすること」と書いてあるから、重要事項に関する審査というのが、まさに明日になるわけでしょう。なれば、そこでやるという流れなんですね。

ですので、今はそもそも事実もないのに、まさかということがあったら困りますので、それは事実があるか、ないかというだけじゃないかと、僕は解釈するんですけど、そういう理解じゃないかなと思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

すみません、私のほうもちゃんとした説明ができなくて申し訳ありませんでした。やっぱり今、その事実があったかどうかの確認をしているというところでお願いします。

石山委員。

○（石山和生君）

分かりました。恐らく第2条第5号をもって議長がそう判断したということの確認だということであれば、それでそうなったんだらうなというのは理解します。理解するので、次のところで話す。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

局長、お願いします。

○事務局長（榛葉清澄君）

先ほどの石山委員のご指摘ですけれども、経緯の中で、25日、当局、教育文化部から議会事務局に対してというところなんです、これ、併せて当局のほうは議長にも連絡をしております。議長から、教育委員会からそういった指摘を受けたということで、後日、事情の説明、確認をさせてくれといった連絡をしております。その中で、どこがというところで、当該議員から事務局に対して、どの文章がというところで指摘を受けたものですから、先ほどの資料2の下線の部分、ここがどうも誤解を招くおそれがあるといったことは伝えております。

ご本人も、そこについては確かに文章をどうして書けばいいか、ちょっと難しい部分はあったといったことは言われておりましたので、そこはご本人も理解していただいた上で、このような修正がされたといった経緯になります。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかに発言したい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

なければ、委員会の決定事項として、出席議員の3分の2以上の同意が必要とされておりますので、ここで決を採りたいと思います。今回の案件を当委員会の審査にかけることに同意する委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

挙手全員です。

同意に必要な3分の2は今回の委員会では4人以上ということで決定が必要となりました。今回の案件は、当委員会の審査にかけることに決定いたしました。

2 協議事項 (3) 本人の委員会出席の有無の確認について

○政治倫理委員長（松下定弘君）

次に、(3) 本人の委員会出席の有無の確認についてということで、規程第9条に「委員会は、審査のため必要があるときは対象議員及び参考人に対し、必要な資料の提出又は委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる」と規定されております。これにより、委員の皆様から議員の委員会への出席を求めるかどうかについて、ご意見を伺いたいと思います。ご意見がある方は挙手をお願いします。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

私は、本人がここに来て、そのときの事情を説明してもらったほうがいいかと思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかにご意見のある方。

加藤委員。

○（加藤 彰君）

今の濱崎委員と同じですけれども、その理由としまして、流れてきて今審査に入ることになりましたので、言わせてもらいますけれども、名波委員が、過去のことを聞いたと。それ自体はいいとしまして、やっぱりそこを本人がちゃんと言ってくれているほうが正確に本人の気持ちも分かりますし、局長は知り得た情報で今説明してくれたんですけれども、やっぱり本人がこうですよということをちゃんと言う場面はほしいんじゃないかなというふうに思います。ですので、可能であれば、そういったことも含め、意見を言ってもらったほうがいいんじゃないかなと思いました。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

それでは、この件につきまして、委員会の同意を確認するため、決を採りたいと思います。

今回の件につきまして、議員の出席を求めることに同意される方は挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

挙手全員です。

委員が同意されましたので、議員の出席を求めることに決定いたしました。なお、議員の出席は、明日の第3回目の委員会において出席を求めたいと思います。

2 協議事項 (4) 今後のスケジュールの確認について

○政治倫理委員長（松下定弘君）

次に、(4) 今後のスケジュールの確認について、事務局よりお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（榛葉清澄君）

それでは、これからのスケジュールですけれども、資料1をお願いします。

2のスケジュールといったところですが、本日の協議におきまして、委員会でこの案件を取り扱おうと。ご本人を出席させるといったことで決まりましたので、明日は文教厚生委員会の後、総務建設委員会があります。それが終わりましたら、第3回目の委員会を開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

そこでは、まずご本人から意見をお聞きして、今日お話ししました経緯と、ご本人から受けました意見を聞いた中で、政治倫理基準の確認ということで、この委員会での審査結果をまとめるような形を取っていきたいと思います。

明日のご意見をいただいたところで、事務局のほうでその結果を取りまとめて、14日の臨時会が終わってから、その結果報告書の内容を委員の皆様で確認をしていただきます。そこでいろいろまだ修正等あると思いますので、それをまとめて、その後ちょっと時間がないものですから、取りまとめたものをLINE WORKSか何らかの方法で委員の皆様にお知らせしますので、17日の議員全員協議会では、委員長にその結果報告をしていただきまして、議長への提出をしていただいてということで、何とかそこで報告書を提出したいものですから、ちょっと急ぎになりますけれども、取りまとめから確認のほう、すみません、よろしくお願いします。

以上です。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

説明がありましたが、何か確認しておきたいことなどありますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

3 その他

○政治倫理委員長（松下定弘君）

なければ、本日の委員会を閉会したいと思います。次回開催は、明日の総務建設委員会終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

〔午前 9時53分 閉会〕